

次世代の AI イノベーター育成講座開催業務仕様書

1 業務名

次世代の AI イノベーター育成講座開催業務

2 目的

山口県では、内閣府が策定した AI 戦略 2019 に呼応し、山口県出身者からこのトップクラス人材を継続的に輩出していくことを目的として、令和 3 年度から高校生向けデータサイエンティスト育成講座を開催している。

令和 7 年度で 5 年目を迎えるが、当該講座をブラッシュアップし、次世代の AI イノベーターを育成するため、更に事業を発展させるもの。

将来的には、当該講座を通じて、山口県出身の AI 人材・データサイエンティストの人脈構築を行い、講座修了者が山口県において AI・データサイエンスに係るスタートアップを起業することを、最終的な目標とする。

3 業務内容

(1) 全般

① 講座の構成

講座は、初学者向けの基礎講座と、主に講座受講 2 年目の生徒向けのステップアップ講座の 2 つとし、いずれの講座も次の構成とする。

- AI 技術及びデータサイエンスの理論学習及び演習に係るオンデマンド配信講座
- オフライン形式又はライブ配信形式によるハンズオンセミナー
- 実践的なデータを活用したコンペティションの実施

② 受講者及び講座の難易度について

- 受講者は、山口県内に在住又は県内の高等学校、特別支援学校又は高等専門学校（公立・私立問わない）に所属する高校生及び教員とし、次の人数を受講可能とすること。
なお、教員は原則オンデマンド講座のみの受講とする。

- | | |
|-------------|-----------|
| ◆基礎講座 | 生徒 30 名以上 |
| ◆ステップアップ講座 | 生徒 20 名以上 |
| ◆オンデマンド講座のみ | 教員 30 名以上 |

- 受講者からの質疑等への対応は、生徒に対してのみ行うこととする。
- プログラムの知識がない受講者が大半であることを踏まえ、基礎から学べるカリキュラムとすること。

③ 広報及び申し込み管理について

- 各学校への広報用として、チラシ 3,300 部及びポスター 220 部を作成し、山口県教育委員会に納品すること。当該広報資材は別途山口県教育委員会から各学校へ発送するが、再仕分けせずにそのまま発送できるよう、チラシ 30 部及びポスター 2 部（A4 サ

イズに折り込むこと)を1セットとして納品すること。

- 講座の内容が伝わるような広報用の動画を作成すること。動画は5分以内とし、県と調整の上、内容を決定すること。
- 広報及び受講申し込み用のホームページを作成し、受講申し込みの管理を行うこと。なお、定員超過があった場合の選抜は県が行う。

④ 教材について

- 当該講座の受講者に対して、データサイエンティストに必要な素養・資格の一つであるG検定(一般社団法人日本ディープラーニング協会)の受験を推奨する。この学習教材として、日本ディープラーニング協会の監修するG検定公式テキストを、受託者において購入の上、受講者に配布すること。配布は初回の開講式において行う。なお、配布対象は当該講座を初めて受講する生徒のみとし、昨年度も受講した生徒及び教員への配布は行わないこととする。

⑤ 講座受講に利用する端末等及びプログラム言語・実行環境について

- 講座受講に利用する端末及びネットワーク環境は受講者が準備する。ただし、オフライン形式のハンズオンセミナーで利用するネットワーク環境及びその他の必要な機材・備品(端末を除く)は、受託者が準備すること。
- 講座において使用するプログラム言語はPythonとすること。また、実行環境は、OSに依存せず、インストールが不要な、Google Colaboratory等ブラウザ上で利用できる環境とすること。実行環境の利用において費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

⑥ 講座開催時期

- 講座は7月末から令和8年2月末での開催とする。なお、ハンズオンセミナーの開催は、試験期間を避けること。

⑦ 事業実施計画及びシラバスの策定

- 事業実施計画及びシラバスを、契約後1ヶ月以内に、県と協議の上、策定すること。
- その後の講座運営は、ここで策定した事業実施計画及びシラバスに基づき進めること。
- 事業実施計画及びシラバスの見直しが必要となった場合は、都度県と協議の上、方針を決定すること。

(2) AI技術及びデータサイエンスの理論学習及び演習に係るオンデマンド配信講座

- 当該講座において、基礎知識の習得は、オンデマンド配信講座による自学とする。オンデマンド配信講座は受託者が提供する。受講必須とする基礎的な講座と、任意受講とする発展的な講座を提供すること。
- 基礎講座及びステップアップ講座において、オンデマンド配信講座の内容は同一で構わないが、いずれも幅広いコンテンツを受講可能なようにすること。

(3) ハンズオンセミナー（基礎講座）

- 基礎講座では、線形回帰などA I の基礎が学習できるような、演習・実践を中心としたオフライン形式又はライブ配信形式によるハンズオンセミナーを5回以上開催すること。全5回のうち3回は必ず集合型のオフライン形式での開催とし、初回及び最終回のセミナーにおいては、次の内容を含めること。ただし、コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、この限りとしない。

<初回>

- ◆開校式及びその後の自学が滞りなく行えるよう生徒端末の環境整備
- ◆次の内容を含んだ講義
 - ・A I 及びデータサイエンスの概要説明
 - ・A I 人材及びデータサイエンティストの担う社会的役割
 - ・オンデマンド配信講座による自学の進め方

<最終回>

- ◆コンペティションの評価
- ◆次の内容を含んだ講演
 - ・今後継続的にA I 及びデータサイエンスの学習を行うための指針（参考テキストや想定される進路等の紹介）
 - ・A I 及びデータサイエンスの現状と将来の展望
 - ・スタートアップを起業する上での心構え、起業に向けて大学時代にやっておくべきこと

- 受講者同士が協力して作業を行う場を設けること。

(4) ハンズオンセミナー（ステップアップ講座）

- ステップアップ講座では、ディープラーニング技術の習得を中心としたハンズオンセミナーを3回以上開催すること。当該セミナーの開催形式に制約は設けないが、受講者の学習効果が高まるような形式により開催すること。

(5) 実践的なデータを活用したコンペティションの実施

- 基礎講座及びステップアップ講座ともに、実践的なデータを活用した分析テーマによるコンペティションを開催すること。分析結果を点数化し、受講者が自分の順位を確認できる基盤を提供すること。

(6) 生成A I の活用

- 基礎講座及びステップアップ講座の運営において、生成A I を活用する機会を設けること。

(7) 受講者の学習支援

- 受講者への連絡は山口県教育委員会が提供する Teams 及び Slack コミュニティを活用する。

- 当該コミュニティにおいて、受講者から質問等があった場合は対応すること。
- Slack コミュニティは、講座運営のみならず、講座修了者の集うコミュニティとして運営している。講座修了者からの質問等についても、可能な限り対応すること。

(8) 受講者の学習意欲を高める仕組みの導入

- 講座全般を通じて、受講者の学習意欲を高める仕組みを導入すること。
- 受講者の日常的な学習を支援する工夫を行うこと。
- 受講者を伴走支援できる体制を整備すること。
- 講座修了に一定の要件を設け、要件を満たした受講者には修了証を発行することとする。なお、修了証の発行は県が行う。
- 受講者へのフォローアップが可能なよう、県が各受講者の講座受講状況を確認できるようにすること。

(9) その他

- すべてのセミナー開催中のリスクに備えるイベント賠償責任保険（対人及び対物）へ加入すること。ただし、オンライン形式のセミナー開催時は除く。

4 納品物

次のドキュメントについて、電子媒体1部を納品すること。

- ①事業実施計画書（契約後1ヶ月以内）
- ②事業実施体制図（契約後1ヶ月以内）
- ③シラバス（契約後1ヶ月以内）
- ④受講者アンケート結果（実施の都度）
- ⑤事業実施報告書（事業終了時）

5 受託者の要件

受託者は、A I 開発やデータ分析に係る事業、並びにA I 及びデータサイエンスに係る教育コンテンツ事業を主要業務としていること、又は、当該事業を主要業務とする事業者を含めた事業実施体制を組むことを要件とする。

なお、実施計画全体の円滑・適正・効率等の観点から必要と県が認めた場合は、委託する業務の一部を他の事業者に再委託することが可能である。

6 委託期間

契約日から令和8年3月31日までを委託期間とする。

7 委託上限額

上限を7, 391千円とする。

8 著作権等の帰属

当該事業実施に当たり、受託者が作成した学習コンテンツや教材の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））は、原則として、受託者に帰属するものとする。

なお、受講者が講座において作成したプログラム等は、原則として、受講者に帰属するものとする。

9 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、山口県教育委員会と適宜協議を行うものとする。